

## 災害時におけるり災証明書発行に係る消防署との協定締結について

### 1 目的

災害救助法等が適用された場合、区は災害対策基本法等に基づき、内閣府が定める基準に則った家屋被害認定調査を実施し、り災証明書を区民に対し発行するとともに、発行会場でも被災区民に対して被災判定方法等を説明しなければならない。

しかしながら、火災に因り被害を受けた家屋に関して内閣府の基準が明確でないこと、通常は消防署が消防法に基づく火災原因等の調査を実施していることから、専門的な知識及び経験を有していない区職員では火災に因り被害を受けた家屋の調査は困難な状況となっている。

区民が生活復興における各種支援を早急に受けるためには、火災に因る被害に係る調査や区民に対する説明を消防署職員が実施することが円滑で効率的となるため、齟齬がなく円滑な協力体制を構築するため、区と消防署が連携してり災証明書の発行業務を進めるため、協定を締結する。

### 2 協定締結予定日

令和5年3月中

### 3 協定締結先

東京消防庁 大森消防署、田園調布消防署、蒲田消防署、矢口消防署

### 4 主な協定の内容

(1) 区は消防署と連携するにあたり、火災における家屋被害認定調査や区内被災状況把握のため、住民基本台帳、家屋課税台帳、被災者台帳（り災証明書発行状況等）の個人情報を含む3種類のデータを提供する。

(2) 各消防署は火災に因る家屋被害認定調査を実施し、調査結果を区に提供する。

また、り災証明書発行会場へ消防署職員を派遣し、区民の早期生活再建に向け、協力体制を構築する。

### 5 その他

(1) 協定締結式は実施せず、書面で協定締結を行う予定。

(2) 個人情報の授受については、令和5年1月27日に実施された第91回個人情報保護審議会にて承認済み。

(3) 協定締結と併せて協定に係る手順書を作成し、災害時の円滑な連携や個人情報の取り扱い等についても取り決める。